

ひとり親の方へ



海老名市イメージキャラクター

えび~にゃ

安心な生活のための サポートブック

令和6年度版

目次

各種制度・・・・・・・・・・・・・1

はじめに・・・・・・・・・・・・・2

ひとり親になるってどういうこと？
配偶者を亡くされた方へ
離婚する場合（離婚までの4つのステップ）
子どもの「氏」の変更について
離婚についての相談先
養育費

相談窓口・・・・・・・・・・・・・8

市の相談窓口
その他の相談窓口

手当・助成・・・・・・・・・・・・・12

児童扶養手当
児童扶養手当を受給されている方が利用できる制度
ひとり親家庭等医療費助成
ひとり親家庭等家賃助成
高等職業訓練促進給付金
自立支援教育訓練給付金
高等学校卒業程度認定試験合格支援

教育費・・・・・・・・・・・・・21

市の助成
県の助成
国の助成

各種貸付・・・・・・・・・・・・・23

教育資金の貸付
母子・父子寡婦福祉資金

住宅・・・・・・・・・・・・・25

住居確保給付金
市営住宅
県営住宅

就労・・・・・・・・・・・・・28

仕事を探すための相談機関

家計・・・・・・・・・・・・・29

家計改善相談支援

仲間づくり・・・・・・・・・・・・・29

海老名市母子寡婦福祉美苗会

保育・・・・・・・・・・・・・30

一時預かり・休日保育・病児・病後児保育
ファミリー・サポート・センター
派遣型子育て支援ワーカーズ・コレクティブ
ポケット
学童保育クラブ・あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブ

各種制度

	0 歳	～ 6 歳	～12 歳	～15 歳	～18 歳	18 歳～
	就学前	小学校	中学校	高校	大学等	
手当	児童扶養手当（P12～）					
医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成（P15）					
その他 各種制度	ひとり親家庭等家賃助成（P17）					
			スクールライフ サポート制度（P21）			
				ライフ・スタ ディサポート 制度（P14）		
					奨学生制度（P21）	
					県の助成（P22）	
預け先	一時預かり・休日保育 （P30）					
	病児・病後児保育（P30）					
	ファミリー・サポート・センター （P31）					
	ワーカーズ・コレクティブ ポケット（P31）					
			学童保育 クラブ あそびっこ クラブ まなびっこ クラブ （P32）			

ひとり親になるってどういうこと？

「ひとり親家庭」とは、父または母のいずれか一方と子どもで構成される世帯をいいます。自らひとり親になることを決意した方、やむを得ずひとり親となった方など状況はそれぞれ異なります。1人で父親・母親両方の役割を担うことになり、負担も大きくなることでしょう。

新しい生活への一歩を踏み出すために、こういったことが必要になるかを考えてみましょう。

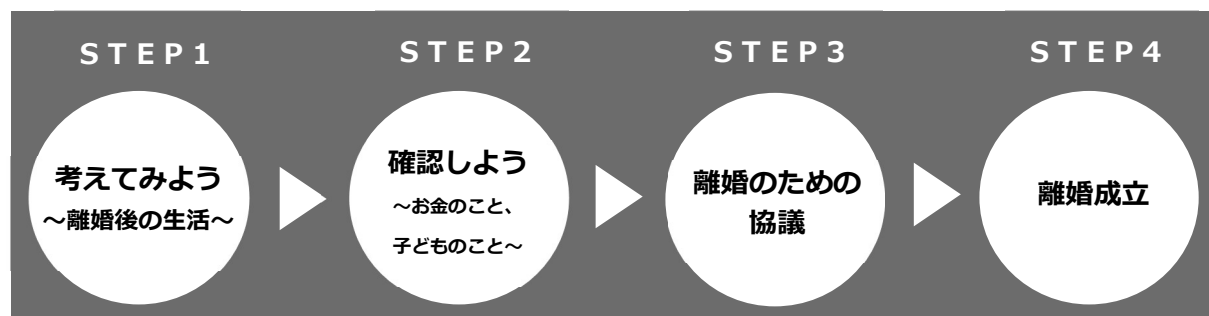
配偶者を亡くされた方へ

亡くなられた方の年金の加入状況などにより、残されたご家族に遺族年金として「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方が給付される場合があります。給付には亡くなられた方の年金の納付状況や、遺族年金を受け取る方の要件がありますのでお問い合わせください。

問い合わせ内容	問い合わせ先	電話番号
遺族厚生年金	厚木年金事務所	046-223-7171
遺族基礎年金		
	国保医療課	046-235-4596

離婚する場合

離婚には4つのステップがあります。現在自身がどの段階にいるか確認してみましょう。



◆STEP 1 考えてみよう ～離婚後の生活～

離婚をしたらどうなるのでしょうか。離婚後の生活のことを考えてみましょう。まずは、生活の基盤を立て直すことが重要です。そのためには次のことを解決しなければなりません。

◇ 住む家を探す

新しい家に引っ越す・実家へ戻る等選択肢があります。引越は費用がかかるので、ある程度の貯金が必要となります。比較的家賃の安い県営住宅や市営住宅も調べておきましょう。（P 26 参照）

◇ 仕事をする

生活するには、お金を稼がないといけません。ハローワークで仕事を探したり、子どもを育てやすい勤務条件のある職場へ転職するのも選択肢の1つです。（P 28 参照）

◇ 子どもの預け先を決める

子どもが小さい場合は、仕事や就職活動を行う時の預け先を見つける必要があります。保育園や学童保育、家族に預けるなど、預け先をあらかじめ見つけておきましょう。（P 30 参照）

◆STEP 2 確認しよう ～お金のこと、子どものこと～

◇ 親権

未成年の子どもを監護・養育し、その財産を管理する者が親権者となります。離婚をする時に、父母のどちらが親権者となるのかよく協議して決めてください。

◇ 養育費

子どもを監護・養育するために必要な費用のことです。（P 6 参照）

養育費は、子どもが最低限の生活ができる金額ではなく、支払う側の生活水準と同様の生活を保てる金額である必要があります。父母がよく話し合って、双方が納得のうえ決めてください。

なお、双方が納得できない場合には家庭裁判所に申し立てをすることになります。

◇ 面会交流権

子どもと離れて暮らしている父母が、子どもと定期的・継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流する権利をいいます。この権利は父母だけでなく子どもにもあります。

まずは父母がよく話し合い、話し合いでも解決できない場合には家庭裁判所に申し立てをすることになります。

◇ 年金分割制度

離婚後一定の条件に該当した場合、夫婦の合意または裁判手続で婚姻中の厚生年金記録を分割することができます。請求期限は離婚した日の翌日から2年以内となります。

はじめに

相談
窓口

手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

◆STEP 3・STEP 4 離婚協議から、離婚の成立まで

話し合いのみで離婚を合意することもできますが、養育費や面会など、話し合いで合意ができない場合は、裁判所へ申し立てることも必要です。

相談
窓口手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

夫婦間で話し合う

離婚することを夫婦で話し合って決めます。
養育費、慰謝料、財産分与や面会など、柔軟な取り決めが可能です。後から不都合が生じないように書面で残し、可能であれば「公正証書」を作成しておくとい良いでしょう。

合 意

協議離婚
成立

不合意

家庭裁判所へ調停を申し立てる

夫婦で合意できない場合や、相手が話し合いに応じない場合は、家庭裁判所へ調停を申し立てることで、「調停委員」と呼ばれる第三者を交えた話し合いで離婚の成立を目指します。

※原則、相手方の住所地の管轄の家庭裁判所で行います。

合 意

調停離婚
成立

不合意

裁判所に訴訟提起をする

調停が不成立となり、それでも離婚を成立させたいときに裁判所に訴訟を提起します。
つまり、裁判によって離婚や養育費、慰謝料などを相手方に請求します。専門的な手続きを必要とすることが多いため、弁護士に依頼することが多いです。

判 決

裁判離婚
成立

子どもの「氏」の変更について

戸籍の筆頭者（戸籍の一番最初に記載される方）以外が子の親権者となった場合、離婚後に以下の手続きがなされないと子どもの戸籍も氏も変わりません。

（例）父を筆頭者とする戸籍で、子どもの親権者を「母」と定めて離婚した場合

- ① 家庭裁判所に「子の氏の変更許可」を申し立てる
 ※海老名市にお住まいの方は、管轄する「横浜家庭裁判所」に申し立てます。
 子どもが 15 歳未満の場合・・・法定代理人（主に親権者）が申立人となります。
 子どもが 15 歳以上の場合・・・子ども本人が申立人となります。
 - ② 市役所に「入籍」の届出をする
 家庭裁判所から①子の氏の変更許可を得た後に、子どもの本籍地がある市役所か住民登録のある市役所へ「入籍」の届出をします。
 - ③ 医療保険情報の確認できるものなどの氏名変更手続きをする
 子どもの医療保険情報の確認できるものや子ども医療証の氏名変更手続きなど、氏名変更が必要とされる手続きを行います。
- ※ 戸籍の筆頭者が子の親権者となった場合、子どもの戸籍も氏も変わりませんので、上記①～③の手続きは不要です。
 （例）母を筆頭者とする戸籍で、子どもの親権を「母」と定めて離婚した場合

戸籍の届出に関するお問合せ 窓口サービス課 戸籍係
 ☎046-235-4870 窓口：市役所本庁 1 階

離婚についての相談先

母子・父子 自立支援員	相談内容	離婚前の悩みや離婚後の生活の不安やお金、就労支援に関する事など。
	窓口	相談時間：（月）～（金）9 時～17 時 ※要事前予約 場 所：市役所本庁 1 階 7 番窓口 ☎046-235-4504
法テラス （サポート ダイヤル）	相談内容	法テラスの利用方法や、トラブル解決に役立つ情報の提供など。
	窓口	相談時間：（月）～（金）9 時～21 時 （土） 9 時～17 時 ☎0570-078374（IP 電話からは 03-6745-5600） ※法テラス神奈川の電話番号や所在地については【P11 へ】
横浜 家庭裁判所	相談内容	「子の氏の変更」「調停離婚」「裁判離婚」などの諸手続など。
	窓口	相談時間：（月）～（金）9 時 30 分～11 時 30 分、 13 時～15 時 30 分 ☎045-345-3463（電話での相談は不可） ※横浜家庭裁判所の所在地等については【P11 へ】

はじめに

相談
窓口

手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

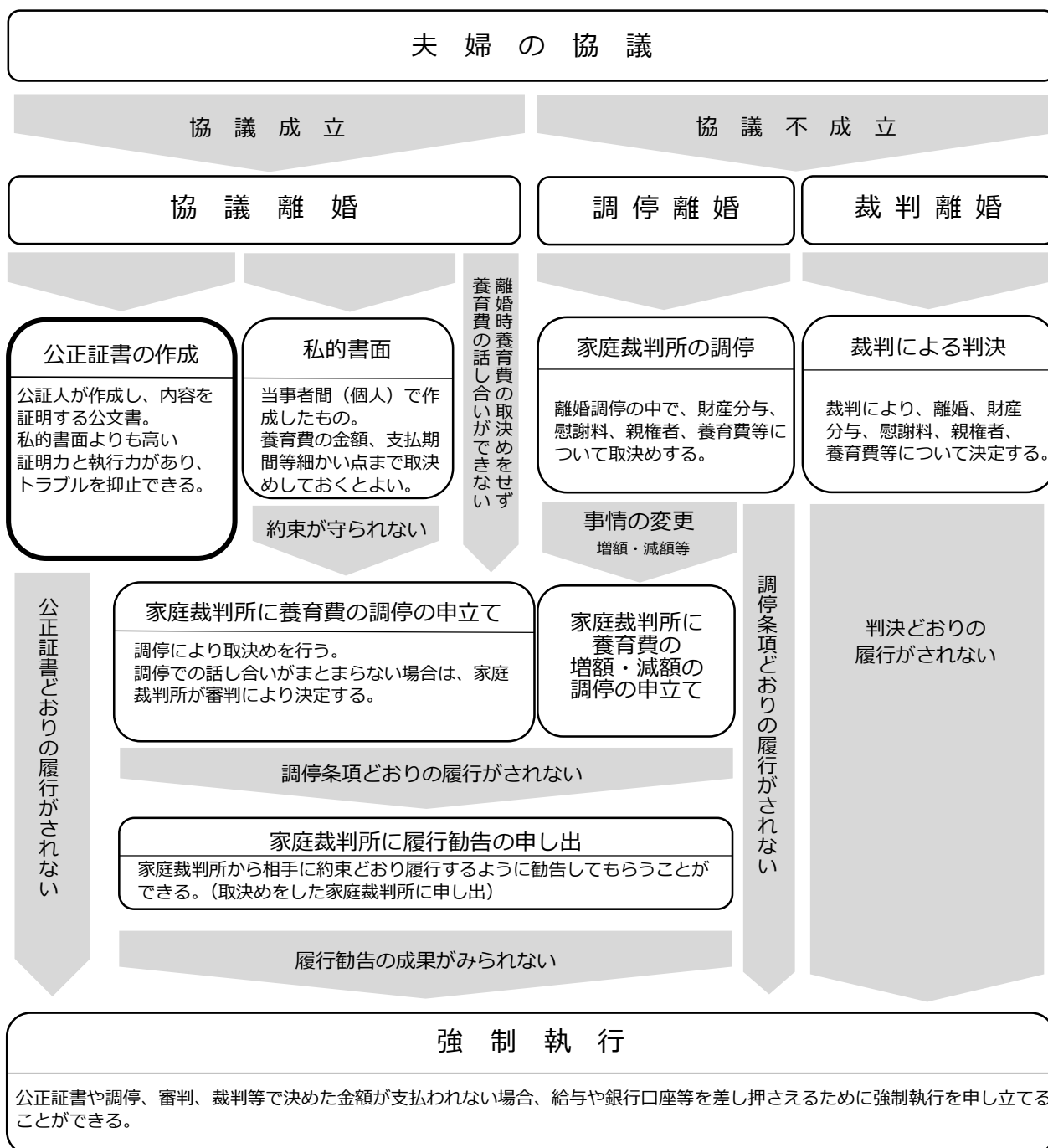
養育費

養育費とは、衣食住に必要な経費、教育費、医療費など、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用のことです。離婚により親権者でなくなったとしても、子どもの親であることに変わりはないので、親として養育費の支払い義務を負います。

離婚後に金銭面で子どもに不自由させないために、確実に養育費を受け取れるように取り決めておくようにしましょう。また、後に養育費に関する取決めの有無や内容について争うことのないよう、口約束ではなく書面（公正証書）を作成しましょう。

離婚時の取決めや、その後の金額の変更について、当事者間で話し合いができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることもできます。

◆養育費の手続きの流れ



神奈川県ひとり親養育費確保支援事業補助金について

養育費の取決めや履行確保にかかった費用について、神奈川県の補助制度があります。

補助内容		補助額
公正証書作成補助	養育費の取決めとして、債務名義となる公正証書を作成する際の手数料や諸費用についての補助	上限 4 万円
養育費請求調停申立補助	養育費請求調停申立を弁護士等に委任する際の費用や申立てにかかる諸費用についての補助	上限 15 万円
養育費強制執行申立補助	未払い養育費の強制執行申立を弁護士等に委任する際の費用や申立てにかかる諸費用についての補助	上限 15 万円
養育費保証契約補助	養育費の未払いに備え、保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料についての補助	上限 5 万円

補助の要件や申請方法など、ひとり親養育費確保支援事業補助金に関するお問合せ先
 神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター
 〒251-0054 藤沢市朝日町 9 - 4 - 203
 ☎0466-90-3601 (月) ~ (土) 9 時 ~ 17 時

その他養育費に関する問い合わせ先

養育費等相談支援センター（こども家庭庁委託事業） ☎0120-965-419（携帯電話不可） 03-3980-4108（希望により折り返し可）	
養育費に関すること、面会交流に関すること	
電話相談	(月)・(火)・(木)・(金) 10 時 ~ 20 時 (水) 12 時 ~ 22 時 (土)・(祝) 10 時 ~ 18 時
メール相談	info@youikuhi.or.jp
所在地	〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2 - 29 - 19 池袋 KT ビル 10 階

はじめに

相談
窓口

手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

相談窓口

市の相談窓口

えびなこどもセンター

【1 階】	妊娠～幼児期に関すること
こども育成課 ①こども政策係 ☎046-235-7878	◆ひとり親家庭等の福祉に関すること (医療費・手当に関することは除く)
②こども健康係 ☎046-235-7885	◆妊娠中の健康づくりに関すること ◆乳幼児健診・育児や発達の相談に関すること ◆こどもの予防接種に関すること
保育・幼稚園課 ☎046-235-4824	◆保育所に関すること ◆幼稚園に関すること ◆病児・病後児保育に関すること
【2 階】	小学校・中学校に関すること
就学支援課 ☎046-235-4918	◆指定学校変更・区域外就学に関すること ◆就学の相談に関すること ◆奨学生制度に関すること ◆スクールライフサポート(就学援助)に関すること
学び支援課 ☎046-235-4926	◆あそびっ子クラブに関すること ◆まなびっ子クラブに関すること ◆学童保育に関すること ◆ライフ・スタディサポートに関すること
【3 階】	子育てに関すること
子育て相談課 こども家庭相談室 ☎046-235-4825	◆こどもの養育相談に関すること (児童虐待防止、家庭支援等)

教育支援センター「えびりーぶ」

えびりーぶ	◆不登校・登校渋り、集団不適應、友人関係、親子関係、性格・行動の問題、就学に関する事など
◆臨床心理士による相談 ☎046-234-8700	[電話相談] (月)～(金) 9時～16時30分 (土) 9時～11時30分
◆こども専用ダイヤル ☎046-234-8762	[来所相談] (予約制) (月)～(金) 9時～16時30分 ※(土)は電話相談のみ
◆いじめ相談ダイヤル ☎046-234-8768	

保育

9

はじめに

相談
窓口手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

その他の相談窓口

厚木児童相談所

☎046-240-6430

18歳未満の児童に関するさまざまな問題に対処し、児童や保護者に適切な援助・指導を行う
行政機関

(月)～(金) 8時30分～17時15分

所在地	〒243-0004 厚木市水引2-11-7
アクセス	◆小田急線本厚木駅北口より 徒歩20分 ◆小田急線本厚木駅北口2番バス停 王子行 または5番バス停 宮の里行 宮ヶ瀬行 「愛光病院前」より 徒歩4分

神奈川県立かながわ男女共同参画センター（かなテラス）

◆女性相談員による相談

☎0466-26-5550

配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫、経済的な暴力に悩む方の相談

※「男性のためのDV相談窓口」「女性のためのDV専門相談窓口」もあります。

※面接相談時に一時保育（1歳以上就学前まで）が無料で利用可。7日前までの事前予約制
〔電話相談〕

(月)～(金) 9時～21時 ※(祝)は除く

(土)・(日) 9時～17時 ※(祝)は除く

〔面接相談〕(予約制)

(月)～(日) 9時～17時 ※(祝)は除く

◆女性への暴力相談「週末ホットライン」

☎045-534-9551

〔電話相談〕

(土)・(日) 17時～21時 (祝) 9時～21時

◆多言語による相談

(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語) ☎090-8002-2949

〔電話相談〕

(月)～(金) 10時～17時 ※(祝)は除く

〔面接相談〕(予約制)

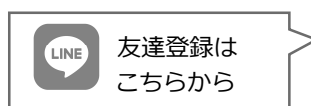
(月)～(金) 10時～16時 ※(祝)は除く

◆かながわDV相談 LINE

〔相談受付時間〕

(月)・(火)・(木)・(土)

14時～21時 ※(祝)は除く



所在地	〒251-0025 藤沢市鵠沼石上2-7-1 県合同庁舎 2階
アクセス	◆JR、小田急、江ノ島電鉄藤沢駅より 徒歩10分

厚木公証役場	
☎046-221-1813	
国の公証事務を担う公証人による公文書（公正証書）を作成する機関（養育費の請求・遺言等）	
所在地	〒243-0018 厚木市中町3-13-8 アイリスヴェール141 2階
アクセス	◆小田急線本厚木駅より 徒歩5分

横浜家庭裁判所	
※電話での相談・家事手続き案内は行っておりません。 ☎045-345-3463	
◆夫婦・親子・親族・相続等に関するさまざまな問題や、申立てられた事件（家事事件）に関する相談 ◆「調停」「裁判」等申立て手続きに関する情報の提供 ※申立て手続き 〈審判〉 ①子どもの氏の変更 ②失踪宣言 〈調停〉 ①夫婦関係調整 ②養育費請求 ③親権者の変更 ④面会交流 ⑤財産分与 〈履行勧告〉家庭裁判所で決まった事項を相手方に実行させる	
所在地	〒231-8585 神奈川県横浜市中区寿町1-2
アクセス	◆JR 京浜東北線（根岸線）石川町駅中華街出口（北口）より徒歩約5分

法テラス神奈川（事前予約制）	
☎0570-078308 I P 電話から ☎050-3383-5360	
※法テラスの利用方法や、法律問題かどうかの相談については、サポートダイヤルをご利用ください。⇒P5へ	
◆借金・離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産・労働等民事全般に関する相談 ◆無料法律相談、弁護士・司法書士の紹介、費用の立て替え等の援助 [業務時間] (月)～(金) 9時～17時 [相談日時] (火)・(木) 午前相談(9時30分～11時30分) (月)～(金) 午後相談(13時15分～16時)	
所在地	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F
アクセス	◆みなとみらい線日本大通り駅より 徒歩5分 ◆JR 根岸線・横浜市営地下鉄関内駅より 徒歩15分

はじめに

相談
窓口手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

手当・助成

児童扶養手当

国保医療課 ☎046-235-4823

父母の離婚、父母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者）を監護している父または母、または父母に代わって児童を養育している人に手当を支給する制度です。（**所得制限あり**）

◆対象者

- ・次の①～⑧に該当する児童を監護する母
- ・次の①～⑧に該当する児童を監護し、生計が同じである父
- ・次の①～⑨に該当する児童を養育（児童と同居して監護し、生計を維持）する養育者
 - ① 父母が婚姻を解消した児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による命令（保護命令）を受けた児童
 - ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 母が婚姻しないで生まれた児童
 - ⑨ 父母ともに不明である児童（孤児など）

次のときは対象外です

- ・①～⑨に該当する児童または受給資格者が日本国内にいないとき。
- ・①～⑨に該当する児童が児童福祉施設などに入所または里親に預けられているとき。
- ・父または母が事実上の婚姻関係（婚姻の届けの有無は問いません。）があるとき。

◆支給額

区分	全額を受給できる方	一部を受給できる方
児童1人	月額 46,690 円	月額 46,680 円～11,010 円
児童2人以上	児童1人につき 月額 11,030 円加算	児童1人につき 月額 11,020 円～5,520 円の加算

※令和7年4月からの手当額です。

◆支払い方法

年6回（5月・7月・9月・11月・1月・3月）

◆所得の制限

(1) 所得の制限

請求者及び扶養義務者等の前年の所得が、下表の限度額以上ある場合はその年度（11月から翌年10月まで）は、手当の全部または一部が支給停止になります。

所得制限限度額表			
扶養親族等の数	請求者（父・母・養育者）		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	全額を受給できる方	一部を受給できる方	
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,830,000円未満	3,220,000円未満	3,500,000円未満
4人以上	1人増えるごとに380,000円加算		

(2) 公的年金給付による支給制限

次のときには、手当の全部または一部を支給しません。

- ① 児童が父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。（全額が支給停止されているときを除く。）
- ② 母または養育者に対する手当について、児童が父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。
- ③ 父に対する手当について、児童が母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。
- ④ 受給資格者が老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。（全額が支給停止されているときを除く。）

※「公的年金給付」の例

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金 等

※両親と生活しているなど、直系血族や兄弟姉妹と一緒に住まいの方は、同居者の所得も算定の対象となりますのでご注意ください。

◆手続について

★必要書類

1. 請求者名義の通帳等振込先のわかるもの
2. 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
3. 請求者の本人確認ができるもの

はじめに

相談
窓口

手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

はじめに

児童扶養手当を受給されている方が利用できる制度

相談
窓口

水道料金の減免

神奈川県企業庁海老名水道営業所 ☎046-234-4111

申請によって、水道料金の一部が減免されます。制度の詳細や申請に必要な書類や詳細については、神奈川県企業庁海老名水道営業所にご確認ください。

手当
助成

JR 定期券の割引

国保医療課 ☎046-235-4823

JR の「通勤定期乗車券」に限り、対応している JR の窓口で 3 割引にて購入できます。事前に市担当課で証明書の交付手続きが必要です。

教育費

ひとり親家庭等家賃助成

こども育成課 ☎046-235-7878

生活の安定と自立を支援し福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭などの家賃費用の一部を助成します。支給要件や手続等、詳細は P 17 参照。

各種
貸付

スクールライフサポート

就学支援課 ☎046-235-4918

経済的な理由で子どもを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に、学用品費や給食費など、学校生活に必要な費用の一部を援助しています。制度内容や申請方法等、詳細は P 21 参照。

また、スクールライフサポートの認定を受けている場合、学童保育料の補助制度があります。学童保育料の補助制度については学び支援課（046-235-4926）にお問い合わせください。

住宅

就労

家計

ライフ・スタディサポート

学び支援課 ☎046-235-4926

経済的な事情により学習塾等に通えない中学生を対象に、学習習慣や基礎学力の定着、進学や将来のための学習支援を行います。（参加費無料・定員あり）

仲間
づくり

ひとり親家庭等医療費助成

国保医療課 ☎046-235-4823

ひとり親家庭などの母または父と、その児童の医療費の一部を助成します。（所得制限あり）支給内容や支給要件等、詳細は P 15 参照。

保育

指定収集袋（ごみ袋）減免

環境政策課 ☎046-235-4923

児童扶養手当受給世帯は、家庭系ごみの有料化において減免対象者に該当するため、指定収集袋（ごみ袋）を一定枚数受け取ることができます。

ファミリー・サポート・センター利用料金半額

子育て相談課 ☎046-235-8300

ファミリー・サポート・センターを利用する際に、利用料金が半額になります。詳細は P 31 参照。

ひとり親家庭などの母または父と、その児童の医療費の一部を助成します。医療機関を受診する際に、医療保険情報の確認できるものとともに医療証を提示してください。（所得制限あり）

※制度の対象外の医療機関で受診された場合は、償還払いの手続きが必要です。

◆支給内容

入院・通院の保険医療費の自己負担額（保険外診療や入院時の食事代、薬の容器代などは助成対象外）

◆支給要件

海老名市にお住まいで各種医療保険に加入している、次のいずれかの条件に当てはまる児童と、その児童を監護している母または父及び養育者。ただし、所得制限があります。

※児童が 18 歳になって以降、最初の 3 月 31 日までが助成対象です。（心身に一定の障害がある方、高等学校に相当する学校に在学する方は 20 歳未満）

◆対象者

- ・ 次の①～⑧に該当する児童を監護する母
- ・ 次の①～⑧に該当する児童を監護し、生計が同じである父
- ・ 次の①～⑨に該当する児童を養育（児童と同居して監護し、生計を維持）する養育者
 - ① 父母が婚姻を解消した児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父または母から 1 年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による命令（保護命令）を受けた児童
 - ⑦ 父または母が 1 年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 母が婚姻しないで生まれた児童
 - ⑨ 父母ともに不明である児童（孤児など）

【次のときは対象外です】

- ・ ①～⑨に該当する児童または受給資格者が日本国内にいないとき。
- ・ ①～⑨に該当する児童が児童福祉施設などに入所または里親に預けられているとき。
- ・ 父または母が事実上の婚姻関係（婚姻の届けの有無は問いません。）があるとき。

◆支給制限

・所得の制限

請求者及び扶養義務者等の前々年の所得が、下表の限度額以上ある場合はその年の12月までは、助成の対象外となります。

所得制限限度額表		
扶養親族等の数	請求者（父・母・養育者）	配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
0人	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	2,840,000円未満	3,120,000円未満
3人	3,220,000円未満	3,500,000円未満
4人以上	1人増えるごとに380,000円加算	

◆支給申請

助成を受けるためには事前に申請が必要です。

〔申請手順〕

1. 受給資格確認のため、担当職員による面談のうえ申請に必要な書類をご案内
2. 必要書類をご準備いただき申請手続き

ひとり親家庭などの家賃費用の一部を助成することで、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的としています。

相談
窓口

◆支給要件

1. 海老名市に居住している方
2. 「児童扶養手当証書」または「海老名市ひとり親家庭等の医療証」の交付を受けている方
3. 居住する民間賃貸住宅の賃借料を月額 7,000 円以上支払っている方
4. 生活保護を受給していない方
5. 住居確保給付金など、他に市の家賃補助を受給していない方
6. 同居者が当該家賃助成を含む市の家賃補助を受給していない方

手当
助成

教育費

各種
貸付

◆手続について

申請書に次の書類を添えて申請してください。

1. 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
2. 「児童扶養手当証書」または「海老名市ひとり親家庭等の医療証」
3. 申請者名義の預金口座の写し
4. 家賃を支払ったことが確認できるもの

住宅

就労

家計

※申請の受付は市役所本庁 1 階 7 番窓口でも行っています。

仲間
づくり

◆支給開始月

申請した月の翌月

ただし、支給開始月の属する年の前々年中の所得が児童扶養手当の所得制限を超えている場合、支給開始月は申請された日の翌月の属する年の翌年の 1 月となります。

(例) 令和 5 年所得超過かつ令和 6 年所得制限内→令和 6 年 8 月から同年 12 月の間に申請→令和 7 年 1 月分から支給開始

保育

◆支給金額

月額 7,000 円 (令和 7 年 3 月分までは月額 5,000 円)

◆支給月

年 3 回 (5 月・9 月・1 月)

生活の安定につながる資格を取得したい方に対し、専門学校等で修業する間の生活の負担軽減を図ります。**(所得制限あり、要事前相談)**

事前相談の予約は、電話のほか
海老名市公式 LINE アカウントからも予約できます。



友達登録は
こちらから



◆支給要件

満 20 歳に満たない者を扶養しているひとり親家庭の親で、次の 5 点をすべて満たす方が対象となります。

1. 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること
※児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後 1 年間に限り、引き続き対象者となります。
2. 就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において 6 か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格が見込まれる者であること
3. 「就業と修業」または「育児と修業」の両立が困難であると認められること
4. 過去に高等職業訓練促進給付金を受給していないこと
5. 雇用保険法に定める教育訓練支援給付金の支給を受けていないこと

◆対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士
社会福祉士、保育士、調理師、その他（情報関係の資格や講座など）

※特定訓練促進給付金の対象資格は、看護師・介護福祉士・保育士です。

◆支給額

	訓練促進給付金（月額）	修了支援給付金
課税世帯	70,500 円	25,000 円
非課税世帯	100,000 円	50,000 円

※最後の 12 月分は、訓練促進給付金の月額に 40,000 円上乗せして支給されます。

	特定訓練促進給付金（月額）
扶養児童が 2 人以下の世帯	30,000 円
扶養児童が 3 人以上の世帯	50,000 円

※訓練促進給付金の月額に上乗せして支給されます。

※支給期間中に扶養児童の人数が変わった場合、支給額を変更します。

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親が雇用保険制度等で指定された職業能力開発のための教育訓練を受講する場合に受講料の一部を支給します。雇用保険法による教育訓練給付の受給資格があり、給付を受けた場合は差額分を支給します。**(要事前相談)**

事前相談の予約は、電話のほか
海老名市公式 LINE アカウントからも予約できます。



◆支給要件

満20歳に満たない者を扶養しているひとり親家庭の親で、次の4点をすべて満たす方が対象となります。

1. ひとり親自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
2. 教育訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められること
3. 過去に自立支援教育訓練給付金を受給したことがないこと
4. 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の貸付を受けていないこと

◆対象講座

- ・雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ・その他、市長が地域の実情に応じて定める講座

◆支給額

- ・支払った費用の60%に相当する額を支給します。支給額は200,000円を上限とし、12,000円を超えない場合は、支給されません。
- ・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する場合は、年間の上限額が400,000円となり、最大1,600,000円（4年間）支給されます。
- ・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を修了した日の翌日から1年以内に教育訓練に係る資格を取得し、就職等した場合は、追加支給として受講費用の25%（年間上限200,000円）を追加支給します。
- ・雇用保険の教育訓練給付金の受給資格がある場合は、雇用保険から支給された金額を差し引いて支給します。

高等学校卒業程度認定試験合格支援

こども育成課 ☎046-235-4504

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指したい方に高等学校卒業程度認定試験の講座の受講費用の一部を支給します。**(要事前相談)**

事前相談の予約は、電話のほか
海老名市公式 LINE アカウントからも予約できます。



友達登録は
こちらから



◆支給要件

満 20 歳に満たない者を扶養しているひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童で、次の 4 点をすべて満たす方が対象となります。

1. ひとり親自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
2. 高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
3. 高等学校を卒業していない方、大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験に合格していないこと
4. 過去に本事業の給付金を受給したことがないこと

◆支給金額

種 別	通信制	通学又は通学及び通信制併用
①受講開始時給付金	開始費用の 40% (100,000 円が上限、4,000 円を超えない場合は対象外)	開始費用の 40% (200,000 円が上限、4,000 円を超えない場合は対象外)
②受講修了時給付金	受講費用の 50% (①②合わせて 125,000 円が上限、4,000 円を超えない場合は対象外)	受講費用の 50% (①②合わせて 250,000 円が上限、4,000 円を超えない場合は対象外)
③合格時給付金	受講費用の 10% (①②③合わせ、上限 150,000 円)	受講費用の 10% (①②③合わせ、上限 300,000 円)

教育費

はじめに

市の助成

相談
窓口

スクールライフサポート制度

就学支援課 ☎046-235-4918

手当
助成

経済的な理由で子どもを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に、学用品費や給食費など、学校生活に必要な費用の一部を援助しています。

援助費を受給するにあたっては申請用紙に必要事項を記入し、必要な証明書類などと一緒に学校に提出して認定を受けることが必要です。

教育費

※スクールライフサポートの認定を受けた方を対象に、学童保育の保育料を補助しています。（上限月額 12,000 円）スクールライフサポートの認定通知と一緒にお知らせを送付しています。

各種
貸付

◆援助を受けられる世帯

住宅

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた世帯

- ① 生活保護が停止・廃止された世帯
- ② 市民税が減免されている世帯
- ③ 国民年金保険料や国民健康保険税が減免（徴収猶予）されている世帯
- ④ 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ⑤ 保護者（世帯主）が失業し、職業安定所に登録された日雇労働者の世帯

就労

(2) 経済的に、児童・生徒が就学困難と認められる世帯

家計

◆援助の内容（該当する項目の実費または一部を支給）

仲間
づくり

給食費、学用品費、校外活動費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、通学費、オンライン学習通信費（途中認定の場合は、支給されない費目があります）

保育

◆申請方法

援助を希望される方は、学校を通じて申請してください。（申請用紙は、市ホームページよりダウンロードまたは学校・担当課へお申し出ください）

奨学生制度

就学支援課 ☎046-235-4918

経済的な理由より、学校教育法に規定する高等学校・中等教育（後期課程）、高等専門学校・専修学校（第3学年まで）への修学等が困難な方に奨学金を給付し、修学を奨励します。市内在住の方が対象です。審査と面接有り。決定通知は市よりお知らせします。

県の助成

公立高等学校の助成

事業名	問い合わせ先	内容
公立高等学校の 入学検定料・ 入学料の免除	各学校	経済的な理由で支払が困難な方に対し、入学検定料、 入学料の全部または、一部を免除する制度がありま す。入学検定料は、願書提出日までに、入学料は、 入学手続き日までに免除手続きをしてください。
高等学校等就学 支援金	神奈川県教育局 行政部財務課 財務指導グループ ☎045-210-8113	学校等を通じて手続きすることで授業料が無償にな ります。所得制限など一定の要件があります。
高校生等奨学給 付金	神奈川県教育局 行政部財務課 高校奨学金グループ ☎045-210-8251	授業料以外の教育費に活用できる返還不要の奨学 給付金です。所得制限など一定の要件がありま す。学校等を通じて手続きします。

私立高等学校の助成

事業名	問い合わせ先	内容
就学支援金 (給付型)	神奈川県 私学振興課 助成グループ ☎045-210-3793	国の補助である高等学校等就学支援金によって授業 料の負担が軽減されます。学校等を通じて手続きし ます。所得制限あり。
学費補助金 (給付型)		生徒・保護者ともに県内在住、かつ県内設置の私立 高等学校等に生徒が在学している場合、入学金・授 業料を補助します。学校等を通じて手続きします。所 得制限あり。

国の助成

事業名	問い合わせ先	内容
高等教育の修学 支援制度	各学校	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に、指定され た学校（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校） の授業料等減免や給付型奨学金を支給します。詳細 は、文部科学省ＨＰ「高校生等への修学支援」をご参 照ください。

各種貸付

教育資金の貸付

市以外で行われている教育資金の貸し付けです。詳しくは各機関にお問い合わせください。

貸付・奨学金	問い合わせ先
神奈川県高等学校 奨学金 (無利息)	入学した学校 または神奈川県教育局行政部財務課 高校奨学金グループ ☎045-210-8251
短期臨時奨学金 (無利息)	神奈川県教育局行政部財務課 高校奨学金グループ ☎045-210-8251
教育支援資金 (無利息)	海老名市社会福祉協議会 ☎046-235-0220
神奈川県母子父子寡婦 福祉資金 【➡P24へ】	海老名市保健福祉部こども育成課 母子・父子自立支援員 ☎046-235-4504
日本学生支援機構	各学校入学先の学校
国の教育ローン	教育ローンコールセンター ☎0570-00-8656 又は 日本政策金融公庫厚木支店 ☎0570-041632
神奈川県看護師等修学 資金貸付金(無利息)	神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課 人材養成グループ ☎045-210-4758
理学療法士及び作業療 法士修学資金貸付金 (無利息)	
介護福祉士・社会福祉 士・保育士修学資金	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 福祉人材センター ☎045-312-4816
交通遺児育英会奨学金	公益財団法人交通遺児育英会 奨学課 ☎0120-521286
あしなが育英会 奨学金	一般財団法人あしなが育英会 奨学課 ☎03-3221-0888
各大学独自のもの	各大学へ

はじめに

相談
窓口

手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

はじめに

母子父子寡婦福祉資金

母子・父子自立支援員 ☎046-235-4504

相談
窓口

ひとり親家庭等の経済的自立の助成、生活意欲の助長を図り、あわせて子どもの福祉の増進のために神奈川県が貸し付ける資金です。海老名市母子・父子自立支援員にご相談ください。

手当
助成

相談の予約は、電話予約のほか、
海老名市公式LINEアカウントからも予約できます。



友達登録は
こちらから



(市役所本庁 1 階 7 番窓口 相談時間：(月)～(金) 9 時～17 時)

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

資金名	内容
就学支度資金	中学校、高校、大学等の入学に際して必要とする入学金、制服等の費用にあてるための資金
修学資金	子どもの高校、大学等での修学に必要な授業料、交通費にあてるための資金
修業資金	事業を開始し、または就職するために必要な知識・技能を習得するための資金
転宅資金	住宅を移転するに際し、住宅の賃借、家財運搬に必要な資金
その他	その他福祉資金の貸付については、海老名市母子・父子自立支援員へご相談ください。 ☎046-235-4504

住居確保給付金

生活支援課 ☎046-235-9015

相談
窓口

手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

住居費の支援として、離職などによって居所を失った、またはおそれのある方のうち、収入や資産要件などを満たす方に給付金を支給する制度です。

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方のうち、収入及び資産要件などを満たす方に対し、一定の期間、家賃相当額の住宅費（上限あり）を市から家主さんに支給します。

※当該制度は、支給要件が随時変更されます。少しでも該当する可能性のある場合は、お問い合わせください。

◆支給要件

受給にあたっては次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ・離職などにより経済的に困窮して住宅喪失、または住宅喪失のおそれのある状態であること。
 - ・申請日において、離職後2年以内であること、または給料などを得る機会が本人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職などと同じ状況にあること。
 - ・離職前に主たる生計維持者であった。
 - ・申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が基準以下であること。
 - ・申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金等の合計が基準以下であること。
 - ・ハローワークに求職の申込をし、常用就職を目指した活動を行うこと。
 - ・地方自治体が実施する類似の給付金を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ※職業訓練受講給付金については、特例で住居確保給付金との併給が認められております。
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。

◆支給上限及び支給方法

家主さんまたは家主により家賃収納の代行を委託された業者に市が直接振り込みます。

（上限）	・ 1人世帯	41,000 円
	・ 2人世帯	49,000 円
	・ 3～5人世帯	53,000 円

※世帯全体の収入額が、支給要件にある基準額を超過している場合は一部支給となります。共益費や管理費は算定に含みません。

◆支給期間

原則3か月。

受給期間が終了する際に一定の要件を満たす場合に限り、延長が可能です。

公営住宅

公営住宅は比較的家賃が安く、また寡婦（夫）世帯等に対して抽選時の優遇倍率を付与する制度があります。市内には、市営住宅と県営住宅があり、それぞれ募集期間が違います。各住宅の位置については次ページをご参照ください。

市営住宅

住宅まちづくり課 ☎046-235-9606

空室募集についてのお知らせは、広報えびなや市ホームページに掲載されます。

場所	名称	建設年度	所在地
①	市営国分北三丁目住宅	平成 5 年	国分北 3 - 2 - 15
②	市営中新田住宅	平成 9 年	中新田 2 - 20 - 12、13
③	ルーミナス海老名	平成 19 年	上郷 1 - 8 - 35
④	パーシモンガーデン	平成 21 年	勝瀬 2 - 6
⑤	ブランドールかしわ台	平成 23 年	柏ヶ谷 4 - 2 - 12
⑥	ニューフローラ	平成 23 年	中野 1 - 21 - 30
⑦	市営上河内住宅	平成 26 年	上河内 240 - 2

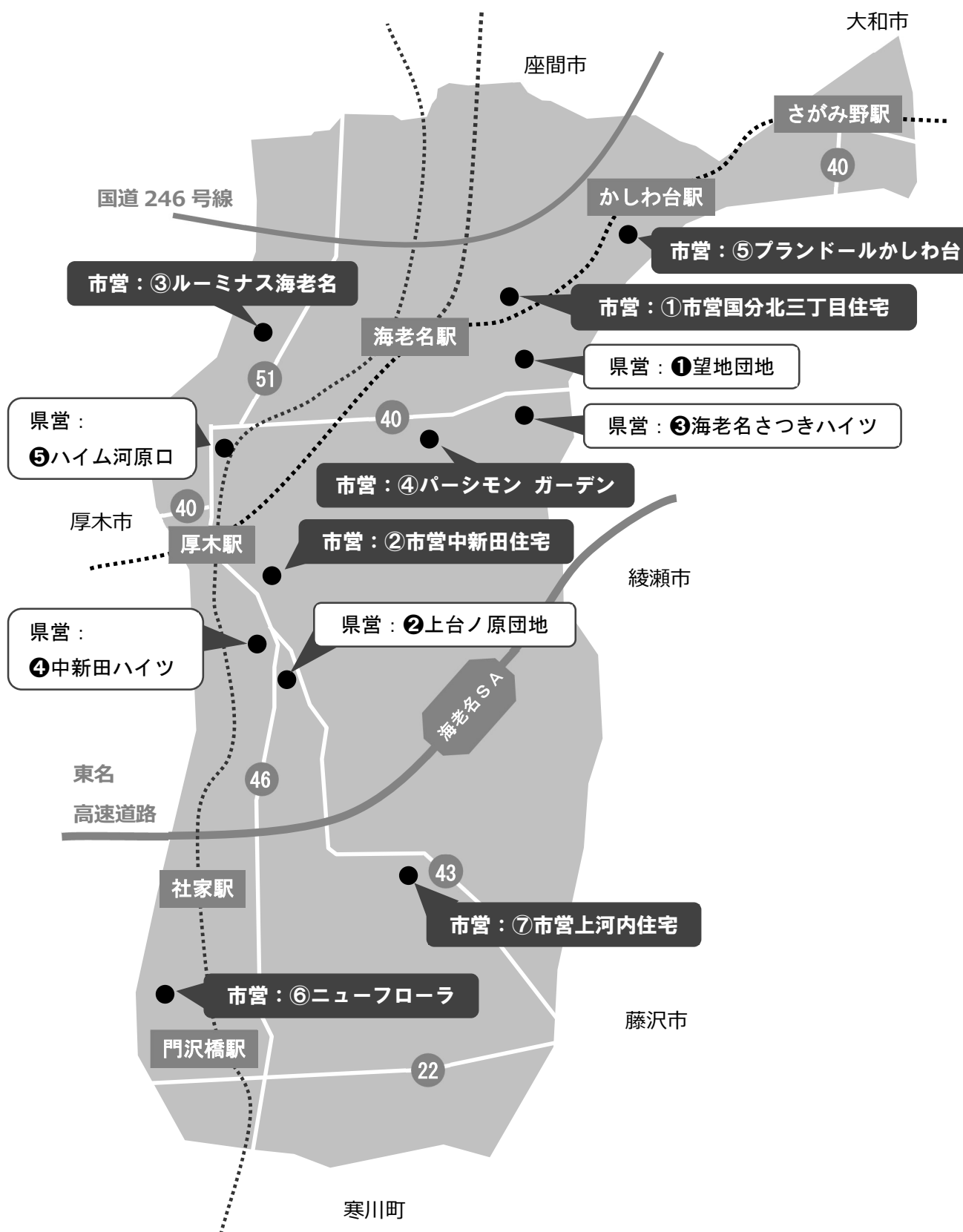
県営住宅

(一社) かながわ土地建物保全協会 ☎045-201-3673

毎年 5 月と 11 月に定期募集があります。その他の募集については、(一社) かながわ土地建物保全協会にご確認ください。

場所	名称	建設年度	所在地
①	望地団地	昭和 49 年	望地 2 - 14
②	上台ノ原団地	昭和 53 年	中新田 4 - 4 - 1 他
③	海老名さつきハイツ	昭和 56 年	望地 1 - 5
④	中新田ハイツ	平成 3 年	中新田 3 - 17 - 77 他
⑤	ハイム河原口	平成 7 年	河原口 4 - 1 - 10

市内市営・県営住宅 位置図



はじめに

**相談
窓口**

手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就勞

家計

仲間
づくり

保育

はじめに

相談
窓口

手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

就労

仕事を探すための相談機関

就業に結びつきやすい資格取得のために助成する制度があります。

開設時間は随時変更があるため、ホームページ等でご確認ください。

機関名	開設時間	電話番号
ハローワーク厚木 厚木マザーズコーナー有 (キッズコーナー付)	(月)～(金) 8時30分～17時15分 ※(祝)・年末年始を除く	☎046-296-8609 47#
ハローワークの求人はインターネットで利用できます。 「ハローワークインターネットサービス」で専門カウンセラーが求職活動中のさまざまな悩みの相談に応じます。		
ハローワーク大和 大和マザーズコーナー有 (キッズコーナー付)	(月)～(金) 8時30分～17時15分 ※(祝)・年末年始を除く	☎046-260-8609 43#
マザーズハローワーク 横浜(キッズコーナー有)	(月)～(金) 8時30分～17時15分 ※(祝)・年末年始を除く	☎045-410-0338
子育て中で就職を希望している方に子連れで来所しやすい環境を整備し(キッズコーナーの設置等)、担当者制による職業相談、地方自治体との連携による保育所等の情報提供や仕事と子育てを両立しやすい求人情報の提供などを行っています。		
神奈川県母子家庭等 就業・自立支援センター	(月)～(土) 9時～17時 ※(祝)・年末年始を除く	☎0466-90-3601
就業支援・就業支援講習会・養育費相談を行っています。		

求職者支援制度(申請先:ハローワーク)

雇用保険が適用されない求職者が、職業訓練によるスキルアップで早期就職できるよう国の職業訓練受講給付金を支給する制度です。一定の要件がありますのでハローワークでご確認ください。

家計

家計改善相談支援

生活支援課 ☎046-235-9015

家計収支をしっかりと管理することは、生活の基礎となります。

収支の状態がアンバランスのために困窮状態となっている家計について、相談支援員が詳しく聞き取り、収支を「見える化」して、一緒に原因探求や収支の適正化について考え、改善を目指します。

仲間づくり

海老名市母子寡婦福祉美苗会

☎046-233-4727

海老名市母子寡婦
福祉美苗会

会長 佐藤千津子

海老名市母子寡婦福祉美苗会は、全国の市町村単位で結成されている母子家庭及び寡婦の方々の団体で、会員の福祉の増進と会員相互の親睦を図ることを目的に活動しています。

会員相互の交流と親睦を目的に次のような活動をしています。

- 新年会 ○イチゴ狩り ○料理教室 ○総会
- 社会福祉協議会主催 サンカンフェスティバル協力参加
- 赤い羽根共同募金 ○歳末助け合い募金協力
- 黄色いレシートキャンペーン ○会員のための教養講座等
- 会員交流会 ○市総合福祉会館での売店事業
- 研修旅行 ○各市町村との交流活動 ○その他行事

はじめに

相談
窓口

手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

保育

一時預かり・休日保育・病児・病後児保育

- 一時預かり : 保護者の方が一時的な病気等で、家庭での保育が困難なときに有料で一時的に児童を預かります。
- 休日保育 : 市内保育所（認可外除く）に入所している児童を、保護者が休日（日曜日または祝日）に保育を必要とする場合に預かります。
- 病児・病後児保育 : 子どもがけがや病中・病気の回復期で静養が必要であるが、自宅で保育できない場合、一時的に保育します。

直接、それぞれの園等までお問合せください。

	園名	場所	内容	電話番号
私立	たちばな保育園	浜田町	一時	231-5831
	海老名たちばな保育園	下今泉	一時	232-1876
	つちのご保育園	杉久保	一時・休日	238-3707
	保育所すこやかハウス	河原口	一時	234-4152
	かしわ台あおぞら保育園	柏ケ谷	一時 (土・日・祝も実施)	236-0522
	さくらい保育園	上今泉	一時	235-8150
	虹の子保育園	中新田	一時	233-5941
	にんじん村保育園	東柏ケ谷	一時	232-3245
	社家ゆめいろ保育園	社家	一時	238-8686
	えびなの風保育園	扇町	一時(土・日・祝も実施)・休日	206-5481
	おひさま保育園	柏ケ谷	一時	236-2300
	ナーサリースクールT & Y本郷	本郷	一時	259-8631
	ひなた保育園	国分北	一時	259-6871
	キンダーガーデンえびな	上郷	一時	292-7088
	フローラル保育園えびな	中央	一時	240-6781
	認定こども園にしん幼稚園	柏ケ谷	一時	232-0890
	ほほえみさくら保育園	中央	病児・病後児	090-6832-0105

ファミリー・サポート・センター

子育て相談課 046-235-8300

子育ての援助を受けたい人（利用会員）と援助が出来る人（援助会員）が会員になって、互いに協力し合い、地域の中で子育てを支援する有償ボランティアです。

対象年齢：生後3か月から小学6年生まで

◆子ども一人あたりの料金（会員登録制）

活動日	料金（円/時間）
（月）～（金）6時30分～21時	700円
（月）～（金）の上記以外の時間帯	900円
（土）・（日）・（祝）・年末年始	1,000円

※児童扶養手当証またはひとり親医療証をお持ちの方は上記料金の半額となります。

派遣型子育て支援

ワーカーズ・コレクティブポケット ポケット事務局 046-235-6177

ワーカーが、ご自宅に伺い子どもを保育します。

◆会員登録制(入会金 1,000 円/年会費 3,600 円)

援助内容	一時保育・病後児保育・園や習い事への送迎 つわり・産前・産後の家事支援等	
対象	0歳～8歳児くらいまで	
利用料 (1時間)	（月）～（金） 9時～17時	1,500円
	（月）～（金） 7時～9時 17時～20時	1,700円
	（土）・（日）・（祝） 9時～17時	1,700円

※派遣費（海老名市内1回につき）200円が別途必要です。

はじめに

相談
窓口

手当
助成

教育費

各種
貸付

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

はじめに

学童保育クラブ・あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブ

学び支援課 046-235-4926

相談
窓口

学童保育クラブ

内容	児童の預かり（就労支援） ※有料
対象	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童
保育時間 （目安）	登校日 それぞれの授業終了後～19 時 学校休業日 7 時 30 分～19 時 （夏休み等の長期休業日も含む） ※保育時間は学童保育クラブにより異なります。

教育費

各種
貸付

あそびっ子クラブ・まなびっ子クラブ

内容	見守りのある遊び場・自習の場の提供 ※無料
対象	全ての児童
登校日	5 時間目（6 時間目）後～17 時（4 月から 10 月） 16 時（11 月から 3 月）
保育時間 （目安）	※開催日・時間は学校により異なります。 ※登校日であっても不開催の日もあります。 ※事前申し込み不要。

住宅

就労

家計

仲間
づくり

保育

M E M O



発行日 令和7年4月②
発行 海老名市

編集
保健福祉部こども育成課
〒243-0422
海老名市中新田377番地
えびなこどもセンター
☎046-235-7878

相談
保健福祉部こども育成課
母子・父子自立支援員
☎046-235-4504

ひとり親の方へ
安心な生活のためのサポートブック

令和6年度版